

【】大宝律令

[問題](2学期中間)

701年,唐の律令にならった( )が完成し,政治のしくみが整えられた。( )の中に適語を入れよ。

[解答欄]

[解答]大宝律令

[解説]

壬申じんしんの乱によって,巨大な兵力と権力をにぎった天武天皇てんむは,その権力を背景に天皇中心の政治を行い,中央集権国家建設の事業を強力に推し進めた。

天武天皇の死後は,皇后であった持統天皇じとうが事業を引き継いだ。こうして,天武・持統両天皇の時代に,大化の改新以来の中央集権国家建設の事業は,ようやく完成に近づいた。

持統天皇の死後,701年に大宝律令たいほうりつりょうが完成し,律令政治のしくみがととのった。(大宝律令,慣れはじめ(701)) 大宝律令は唐の律令を手本としたものである。「律」は刑罰けいばつのきまりで,その内容は唐のものほとんど同じである。「令」は行政組織や人民の租税や労役,役人の服務規程ふくむきていなど,国家統治に必要なさまざまな条項を定めたものである。律令に基づいて政治を行う国家を律令国家という。

701年 大宝律令

律:刑罰のきまり

令:政治を行ううえでのきまり

[問題](1学期期末)

701年につくられた『刑罰と政治のしくみ』を定めた法律を何といますか。

[解答欄]

[解答]大宝律令

[問題](2学期中間)

律令をもとに政治を行う国を何というか。

[解答欄]

[解答]律令国家

[問題](増補 11)(1 学期期末)

「令」とは、政治のしくみのことであるが、「律」とは何か。

[解答欄]

[解答] 刑罰のきまり

[問題](1 学期期末)

律令について、次の文の( )にあてはまる語句を答えよ。

( )は刑罰のきまり、( )は政治を行ううえでのきまりである。

[解答欄]

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| <input type="text"/> | <input type="text"/> |
|----------------------|----------------------|

[解答] 律 令

【】二官八省・国司など

[問題](1 学期中間)

文中の( )に適語を入れよ。

701 年,天皇を中心とする強力な国家をつくるために( ) (国名)の制度になって( )律令が定められ,国のしくみがととのっていった。中央には二官( )省などの役所が設けられた。また,地方は,国・郡に分けられ,( )や郡司が,それを治めた。

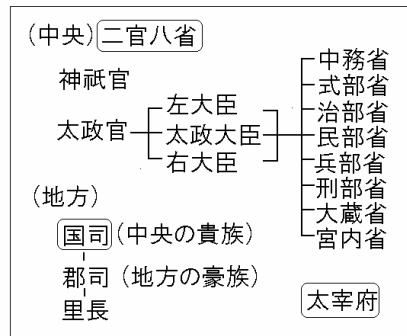
[解答欄]

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

[解答] 唐 大宝 八 国司

[解説]

たいほうりつりょう  
大宝律令で定められた統治組織は,  
中央に,神々の祭りをつかさどる神祇官と,  
一般政務をつかさどる太政官の二官があり,  
太政官のもとには八つの省がおかれた  
にかんはつしょう  
(二官八省)。地方は 66 の国に分けられ,中央の  
貴族が国司として派遣された。国はさらに郡に  
分けられ,地方の豪族から選ばれた郡司に治め  
させた。さらに,九州には,外交や防衛の窓口  
となる太宰府がおかれた。



[問題](前期期末)

次の文の ~ に適語を入れよ。

701 年の( )律令により,中央に神祇官と一般の政治を行う( )官と八つの省をおき,地方は国ごとに中央の貴族が( )として派遣され,郡司や里長を監督する制度がととのいました。九州には,外交や防衛の窓口となる( )府がおかれました。

[解答欄]

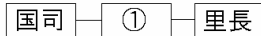
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

[解答] 大宝 太政 国司 太宰



[問題](増補 11)(1 学期期末)

律令制で、国司の下におかれた図中の ① は何とといいますか。



[解答欄]

[解答]郡司

[問題](1 学期期末)

奈良時代、地方の政治のしくみはどうなっていましたか。次のことばをすべて用いて説明しなさい。

[ 国司 貴族 豪族 郡司 ]

[解答欄]

[解答]貴族が国司となり、地方の豪族が郡司に任じられて政治を行った。

[問題](1 学期期末)

国司や郡司はどのような人々が任命されていましたか、違いを説明しなさい。

[解答欄]

[解答]国司は中央の貴族、郡司は地方の豪族が任命された。

【】平城京

[問題](2 学期中間)

次の( )に適当な語句を記入して文章を完成させなさい。

元明天皇が即位すると、それまでの藤原京にかわって奈良に大規模な都が営まれることになり、( )年に遷都しました。これが( )で、唐の都である( )にならって整然と区画され、中央を南北に走る朱雀大路によって左京・右京にわけられ、さらに東部には外京がありました。

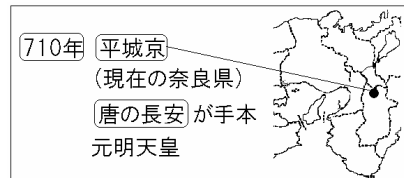
[解答欄]

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

[解答] 710 平城京 長安

[解説]

7 世紀後半の天武天皇<sup>てんむ</sup>以降、天皇中心の中央集権化された律令<sup>りつりょう</sup>国家が完成し、701 年には大宝律令<sup>たいほうりつりょう</sup>がつくられた。それまで、都は天皇が変わるたびに、変えられていたが、元明天皇<sup>げんめい</sup>が即位すると、律令国家の新しい都として、710 年に、現在の奈良県に平城京<sup>へいじょうきょう</sup>がつくられた。(南都(710)平城京) 以後、約 80 年を奈良時代という。



平城京は、唐の都長安<sup>ちやうあん</sup>を手本にしたもので、広い道路によってごばんの目のように整然と区画され、中央を南北に走る朱雀大路<sup>すざくおおじ</sup>によって左京と右京にわけられていた。このような大規模な都がつくられたのは、中央集権的な国家体制がととのい、国家の富が天皇・貴族に集中したためであった。

[問題](2 学期中間)

右の図を見て、各問いに答えよ。

- (1) 右の 710 年にできた都を何というか。
- (2) (1)の都は、中国の何という都になったものか。下から選べ。  
[ ガンダーラ 天竺 東京 長安 ]
- (3) (1)の都は、現在の何県にあったか。



[解答欄]

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
|-----|-----|-----|

[解答](1) 平城京 (2) 長安 (3) 奈良県

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えなさい。

- (1) 奈良に都がうつった年を答えなさい。
- (2) (1)の奈良の都を何というか、答えなさい。
- (3) (2)の都は中国の何という都をまねてつくられましたか。

[解答欄]

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
|-----|-----|-----|

[解答](1) 710 年 (2) 平城京 (3) 長安

[問題](1 学期中間)

次の文中の ~ にあてはまる数字や語句を記入せよ。

( )年には都が奈良の( )に移された。以後約 80 年間を( )時代という。

[解答欄]

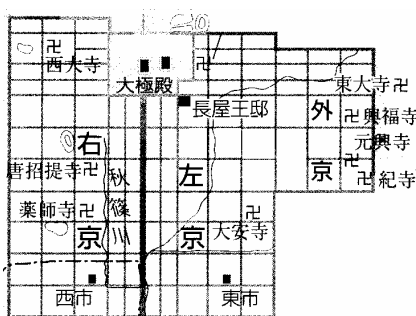
|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

[解答] 710 平城京 奈良

[問題](増補 11)(前期中間)

次の各問いに答えなさい。

- (1) 右図の都は、律令国家の実現を目指すため、新しい都として当時の中国の都である長安になって作られました。何という都ですか。漢字 3 文字で答えなさい。
- (2) 当時の中国は、何という国でしたか。漢字 1 文字で答えなさい。
- (3) 天武天皇の孫で、当時、天皇に次ぐほどの大変な実力者であったといわれている人の屋敷はどこですか。右の図中から選びなさい。
- (4) 聖武天皇の「鎮護国家」の理想に基づいて巨大な金銅仏が建てられたのは何という寺ですか。右の図中から選びなさい。



[解答欄]

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) | (4) |
|-----|-----|-----|-----|

[解答](1) 平城京 (2) 唐 (3) 長屋王邸 (4) 東大寺

[問題](1 学期期末)

奈良時代の都の名前を答えなさい。

[解答欄]

[解答]平城京

[問題](増補 11)(1 学期期末)

平城京遷都を行った天皇の名前を書け。

[解答欄]

[解答]元明天皇

【】和同開珎

[問題](2 学期中間)

地方からの産物などを交換するため、平城京には東西に市がありました。708年に武蔵国から銅が産出されたのを記念して( )が鑄造されました。しかし、当時は物々交換が主であったため、平城京やその付近以外では流通しませんでした。

[解答欄]

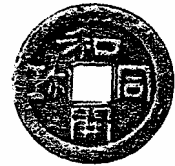
[解答]和同開珎

[解説]

わが国最古の貨幣は富本銭である。さらに、武蔵国から銅が産出されたのを記念して、708年に和同開珎が作られた。

富本銭(日本最古の貨幣)

和同開珎(708年)



平城京には東西に市がおかれ、さまざまな品物が取り引きされましたが、和同開珎はそのときに使用されたと考えられる。しかし、一般には稲や布などの物品による取引が行われていたために、平城京やその付近以外では流通しなかった。

[問題](増補 11)(2 学期中間)

次の各問いに答えなさい。

- (1) 日本最古の貨幣といわれる銅貨を何といいますか。
- (2) 708年につくられた貨幣を何といいますか。

[解答欄]

|     |     |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) 富本銭 (2) 和同開珎

[問題](2 学期期末)

右の貨幣を何といいますか。

[解答欄]



[解答]和同開珎

[問題](増補 11)(1 学期期末)

和同開珎は、唐にならって鑄造された貨幣で、畿内を中心に普及した。しかし、それ以前に鑄造されたとされる右の資料の日本最古の貨幣は何か。



[解答欄]

|  |
|--|
|  |
|--|

[解答]富本銭

[問題](1 学期中間)

次の文の ， に適語を入れよ。

唐の都長安にならって、( )京という新しい都がつけられた。都の市では、各地の産物が売買され、( )という貨幣も発行された。

[解答欄]

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

[解答] 平城 和同開珎

[問題](1 学期中間)

奈良の都について、各問いに答えなさい。

- (1) 平城京は、当時世界でもっとも栄えていた都にならってつけられましたが、その都市の名を書きなさい。また、平城京に都が移された年を書きなさい。
- (2) 平城京には東西に市がおかれ、さまざまな品物が取り引きされましたが、そのときに使用された貨幣を何といいますか。

[解答欄]

|     |  |     |
|-----|--|-----|
| (1) |  | (2) |
|-----|--|-----|

[解答](1) 長安 710 年 (2) 和同開珎

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えなさい。

- (1) 710年、奈良につくられた新しい都を何といいますか。
- (2) (1)の手本となった、中国の都を何というか。当時の名称で答えなさい。
- (3) 当時の中国の国名を答えなさい。
- (4) (1)の市では、さまざまな品物が取り引きされ、右の資料のような銭貨が使われた。資料の銭貨を何といいますか。



[解答欄]

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) | (4) |
|-----|-----|-----|-----|

[解答](1) 平城京 (2) 長安 (3) 唐 (4) 和同開珎

【】班田収授法

[問題](1 学期中間)

文中の( )に適語を入れよ。

大化の改新によって、それまで豪族が支配してきた土地と人民を国のものとする( )の原則が定められた。この原則に従い、戸籍に登録された、( )歳以上のすべての人々に( )があたえられ、死ぬと国に返させた。この法令を( )という。

[解答欄]

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

[解答] 公地公民 6 口分田 班田収授法

[解説]

645年に始まる大化の改新によって、それまで豪族が支配してきた土地と人民を国のものとする公地公民の方針が定められた。しかし、実際に公地公民の方針を具体化できたのは、672年の壬申の乱に勝利して天皇中心の中央集権を実現した天武天皇とそのあとを継いだ持統天皇(天武天皇の后)以降であった。持統天皇のもとで、班田収授の基礎となる戸籍が整備され、692年に全国的な班田収授が始まった。

645年の大化の改新 → 公地公民の方針  
 701年 大宝律令  
 班田収授法：6年ごとにつくられる戸籍にもとづいて  
 6歳以上の人に口分田を与える。  
 (良民と賤民によって区分)

701年の大宝律令で律令制度が完成したが、この律令制度の下では、6年ごとに戸籍がつくられ、人々は良民と賤民に分けて登録された。戸籍に登録された6歳以上のすべての人々に口分田があたえられ、死ぬと国に返させた。この法令を班田収授法という。

[問題](1 学期中間)

次の各問いに答えなさい。

- (1) 律令制度のもとでは、すべての土地や人々は国家のものとする原則がたてられたが、この原則を何といいますか。
- (2) 律令制度のもとでは、6歳以上の男女に一定の面積の田を支給し、死ぬば返させた。この田を何といいますか。また、このような制度を何といいますか。

[解答欄]

|     |     |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) 公地公民 (2) 口分田 班田収授

[問題](2 学期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 701年に唐にならって制定された律令を何というか。
- (2) 戸籍に基づいて人々に土地(口分田)を与え、死亡したら国に返させる制度を何というか。

[解答欄]

|     |     |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) 大宝律令 (2) 班田収授

[問題](2 学期中間)

律令の規定にもとづいて、人々は6年ごとにつくられる戸籍に登録され、6歳以上の人々には口分田があたえられましたが、これは何という法令か。

[解答欄]

|  |
|--|
|  |
|--|

[解答]班田収授法

[問題](2 学期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 土地と人民は個人の所有ではなく、国家が支配するものであることを漢字4字で何というか。
- (2) 701年に当時の中国にならってつくられた法律を何というか。
- (3) (1)の制度の中心となる土地制度に関し、人々に一定の面積の田を与え、死ぬと返すことが規定された法令を何というか。

[解答欄]

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
|-----|-----|-----|

[解答](1) 公地公民 (2) 大宝律令 (3) 班田収授法

[問題](1 学期期末)

( )内に適語を入れよ。

( )歳以上の男女に、( )田を与えて、税を取り、兵役につかせ、死ぬと返させた。このきまりを( )という。

[解答欄]

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

[解答] 6 口分 班田収授法

[問題](1 学期中間)

次の文を読んで各問いに答えなさい。

律令制度のもとでは、人々は6年ごとにつくられる戸籍に登録され、6歳以上の人々には(A)田が与えられた。人々は、税や労役を負担する義務があり、男子には兵役の義務があった。なかには北九州の守りにつく(B)防人となった者もいた。

- (1) このように、田を与えられ、それに対し税や労役の負担をするしくみ(法)を何というか答えなさい。
- (2) 下線部(A)の田を何というか、正しい漢字で答えなさい。
- (3) 下線部(B)の「防人」は何とよぶか。ひらがなで読み方を書きなさい。

[解答欄]

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
|-----|-----|-----|

[解答](1) 班田収授法 (2) 口分田 (3) さきもり

[問題](2 学期期末)

次の文の ~ に適語を入れなさい。

律令政治のもとでは、( )年ごとに戸籍がつくられ、人々は( )のほかに賤民に登録されました。これにもとづいて、6歳以上のすべての人に口分田が与えられ、死んだあと、国に返すという( )という制度が行われました。

[解答欄]

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

[解答] 6 良民 班田収授

[問題](2 学期中間)

律令政治のもとでは、人々は( )年ごとにつくられる戸籍に登録された。

[解答欄]

|  |
|--|
|  |
|--|

[解答]6

[問題](増補 11)(2 学期中間)

班田収授をおこなうために、6 年ごとにつくられたものは何ですか。

[解答欄]

[解答]戸籍

[問題](1 学期中間)

次の家族の場合、何人に口分田があたえられるか。

[ 父 38 歳 母 35 歳 男子 15 歳 男子 9 歳 男子 1 歳 女子 12 歳 女子 7 歳  
女子 4 歳]

[解答欄]

[解答]6 人

[解説]

はんてんしゅうじゅほう 班田収授法によって こせき 戸籍に登録された 6 歳以上のすべての人々に くぶんてん 口分田があたえられた。問題の家族の場合、6 歳以上であるのは 6 人である。

[問題](1 学期期末)

戸籍に登録された農民たちには身分の違いがありました。身分が低いとされる農民たちを何というか。

[解答欄]

[解答]賤民

【】租庸調などの税制

[問題](1 学期中間)

次の各問いに答えよ。

(1) 奈良時代の農民の負担について、次の ~ はそれぞれ何か。

収穫量の3%の稲を納めた。

成年男子にかかる税で、労役のかわりに布(麻布)を納めた。

成年男子にかかる税で、地方の特産物などを納めた。

(2) 防人とは、どのような任務についた人のことをいうか。

[解答欄]

|     |  |  |     |
|-----|--|--|-----|
| (1) |  |  | (2) |
|-----|--|--|-----|

[解答](1) 租 庸 調 (2) 北九州の警備についた人

[解説]

農民は班田収授法はんてんしゅうじゅぽうによって、男子は2段たん(約2300m<sup>2</sup>)、女子にはその3分の2の口分田くぶんてんが貸し与えられたが、その反面で、租・庸・調・雑徭そ しょう ちよう ぞうようなどの重い税負担が課せられた。

租は田にかかる税で収穫高しゅうかくだかの約3%を納める比較的軽いものであった。しかし、成年男子にかかる庸よう(労役のかわりに布(麻布)を納めさせる)、調ちよう(地方の特産物などを納めさせる)は、農民自身の手で都に運ばねばならず、

行き帰りの食料などすべて農民自身の自己負担であったため、限度をこえた重すぎる負担であった。また、雑徭ぞうようは成年男子に課せられ、国司の命令で、年間最大で60日の労役ろうえきを提供するものであった。

さらに、成年男子3~4人に1人の割合で兵士ちようはつが徴発された。兵士は諸国におかれた軍団で訓練を受け、一部は都へ送られて衛士えしとなり、一部は九州北部を守る防人さきもりとなった。兵士は、武装や食料などを自分で負担しなければならなかったから、その負担はひじょうに重かった。また、兵士を出すことはその家にとっても働き手をとられることになり、大きな負担であった。

このような重い税負担と働き手を労役や兵役にとられてしまうため、春から夏には、種もみや食べる米がなくなってしまう人々も多かった。かれらは国司や豪族から稲を借りてしのいだが、秋には高い利息(5割という高利)をつけて返さなければならなかった。これを出挙すいこというが、のちには強制的に貸し付けられるようになり、人々には税と同じものであった。

| 名称 | 内 容              |
|----|------------------|
| 租  | 田の面積に応じて稲を納める    |
| 庸  | 労役のかわりに布(麻布)を納める |
| 調  | 地方の特産物を納める       |
| 雑徭 | 年間60日以下の労役       |
| 出挙 | 強制的な種もみの貸し付け     |
| 兵役 | 防人、衛士            |



[問題](3 学期)

奈良時代の農民たちが負担した，次の兵役・税を，それぞれ何というか書け。

兵士の中から選ばれ，3年間北九州の警備をする。

収穫量の約3%の稲を負担する。

地方の特産物を，成年男子が負担する。

[解答欄]

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

[解答] 防人 租 調

[問題](1 学期期末)

次の文章を読んで各問いに答えよ。

奈良時代になると，人々は律令の規定にもとづいて戸籍に登録され，6歳以上のすべての人々に田が分け与えられました。人々は，そのかわりに税を負担しましたが，死んだら土地は国に返すことになっていました。

- (1) 文中の下線部のような土地に関する決まりを何というか。
- (2) 6歳以上の人に分け与えられた土地を何というか。
- (3) 農民たちは田の面積に応じて稲を税として納めていましたが，この税の名称は何というか漢字1字で答えよ。
- (4) (3)の税は収穫の何%を納めなければならなかったか。
- (5) 農民たちが，絹や地方の特産物を納める税を何というか。

[解答欄]

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) | (4) |
| (5) |     |     |     |

[解答](1) 班田収授法 (2) 口分田 (3) 租 (4) 3% (5) 調

[問題](2 学期中間)

奈良時代の律令制について，次の各問いに答えなさい。

- (1) 次の文章中の( )にあてはまる語句を，漢字 3 文字で答えなさい。

「戸籍に登録された 6 歳以上のすべての人々に一定の( ) [土地] があたえられたが，さまざまな税負担が課せられた。

|       |               |
|-------|---------------|
| 租     | 収穫高の 3% の稲    |
| ( a ) | 労役のかわりにおさめる布  |
| ( b ) | 特産物・絹・糸など     |
| 雑徭    | 労働(年間 60 日以内) |
| 兵役    | 北九州の防衛をする防人など |

- (2) (1) の税負担に関する表中の a, b にあてはまる語句を答えなさい。

[解答欄]

|     |      |   |
|-----|------|---|
| (1) | (2)a | b |
|-----|------|---|

[解答](1) 口分田 (2)a 庸 b 調

[問題](1 学期中間)

次の各問いに答えなさい。

- (1) 律令制のもとで，戸籍をつくり，6 歳になると国が土地(田)をあたえ，その人が死ぬば返させるきまりを何といいますか。

- (2) (1) の人々にあたえられた田を何といいますか。

- (3) 右の表の ~ にあてはまる語句を，次から選んで書きなさい。

[ 律令 庸 特産物 稲 防人 ]

- (4) 税や兵役のほか，農民の重い負担となった，国司や豪族から高い利息で稲を借りる制度を何というか，答えなさい。

| 名称 | 内 容              |
|----|------------------|
| 租  | 田の面積に応じて( )を納める。 |
| 調  | 地方の( )を納める。      |
|    | 労役のかわりに布をおさめる    |
|    | 九州地方の海辺の警備       |

[解答欄]

|     |     |     |  |
|-----|-----|-----|--|
| (1) | (2) | (3) |  |
|     |     | (4) |  |

[解答](1) 班田收授法 (2) 口分田 (3) 稲 特産物 庸 防人 (4) 出挙

[問題](1 学期期末)

農民たちは米がなくなると国司や豪族から稲を借りてしのぎましたが、高い利息をつけて返さなければなりません。のちに強制的に貸し付けられるようになったこのような負担を何というか、答えよ。

[解答欄]

|  |
|--|
|  |
|--|

[解答]出挙

[問題](増補 11)(1 学期期末)

次の表は、奈良時代の農民の負担である。( )にあてはまる語句を書け。

|    |     |   |
|----|-----|---|
| 税  | 租   | 収穫量の( )%の稲                                    |
|    | ( ) | 成年男子にかかる地方の特産物                                |
|    | ( ) | 成年男子にかかる麻の布                                   |
| 労役 | ( ) | 成年男子の 1 年に 60 日以内の労働                          |
|    | ( ) | ( ), ( )の品物を都へ運ぶ                              |
| 兵役 | 兵士  | 成年男子 3~4 人に 1 人を, 国ごとの軍団で 1 年に平均 36 日間兵士として訓練 |
|    | ( ) | 兵士から選ばれ, 1 年間都の警備を行う                          |
|    | ( ) | 兵士から選ばれ, 3 年間九州北部の防衛を行う                       |

[解答欄]

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

[解答] 3 調 庸 雑徭 運脚 衛士 防人

【】農民の苦しみ

[問題](2 学期中間)

次の文の ~ に適語を入れよ。 は( )内から適語を選べ。

朝廷は戸籍にもとづいて班田収授を行い、戸籍に登録された6歳以上のすべての人々に( )を与えたが、同時に、租・庸・調・雑徭などの重税や兵役の義務を課したため、重い負担にたえかねて、逃亡する農民も少なくなかった。

万葉集に収録されている( )の貧窮問答歌はこうした農民の苦しい生活を描写している。同じ万葉集におさめられている「から衣 すそに取りつき 泣く子らを 置きてぞ来ぬや 母なしにして」という( )の歌からもこうした農民の苦悩を感じ取ることができる。また、このころの戸籍を見ると (男/女)の字が多いが、これは、男を女と申告して男子のみに課せられる庸・調・雑徭・兵役をまぬがれようとしたためである。

[解答欄]

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

[解答] 口分田 山上憶良 防人 女

[解説]

班田収授法と租・庸・調・雑徭などの税制は、唐の制度をモデルにしてつくられたものであるが、農民にとっては限度を超えた重すぎる負担であった。租は収穫高の3%と比較的軽かったが、男子にかかる庸や調をあわせた税負担は、

重い税負担→農民の苦しみ  
 山上憶良の「貧窮問答歌」  
 防人の歌「から衣 すそに取りつき…」  
 ↓  
 男を女と偽る、口分田をすてて逃亡

総収穫高の2割程度とかなり重いものであった。庸や調は農民たち自身の手で都に運ばなければならず、雑徭といって国司のもとで年間60日の労役を課せられた。さらに、成年男子3~4人に1人の割合で兵役の義務があった。農民にとって、これらの負担はきわめて重く、農作業に必要な時間までうばわれてしまった。天候の不順や害虫などのためにききんが起りやすく、わずかなことで生計が成り立たなくなることも多かった。山上憶良の貧窮問答歌(万葉集に収録されている)は、農民の苦しい生活を貴族である憶良がかわってよんだものである。重い負担をのがれるために 男を女と偽って、戸籍に申告して庸・調・雑徭・兵役をまぬがれようとした(女子には庸・調・雑徭や兵役がなかった)。重い負担にたえかねて口分田をすてて流浪する農民も少なくなかった。

[問題](2 学期中間)

貧窮問答歌の作者はだれか。下から選びなさい。

[ 山上憶良 阿倍仲麻呂 小野妹子 卑弥呼 ]

[解答欄]

|  |
|--|
|  |
|--|

[解答]山上憶良

[解説]

やまのうえのおくら  
山上憶良は奈良時代の人である。学識を買われて遣唐使として唐に派遣され、帰国後に下級役人としての地位を得、<sup>しやうむ</sup>聖武天皇の教育係にも任命された。その後、筑前(現在の福岡県)の国司になって、地方の農民の貧しい生活をつぶさに見た。<sup>ひんきゆうもんどうか</sup>貧窮問答歌はこのときの体験がもとになっている。

[問題](1 学期期末)

万葉集にのっている次の歌は何とよばれているか。 作者名も答えよ。

「広い天地も、わたしにはせまくなってしまったのか。明るい太陽や月もわたしには照ってはいくたさらないのか。人なみに働いているめに、海草のように破れた着物を着て、あばらやの中に地面にじかにわらをしき、父母はまくらの方に、妻子は足の方に、わたしをかこんでうずくまっている。かまどにはくもの巢がはってしまい、ごはんも食べられずにほそぼそとした声をたてているのに、里長が税を取り立てようと、むちを持って、戸口までやってきてわめいている。この世に生きていくことは、これほどまでにどうしようもないことなのか。」

[解答欄]

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

[解答] 貧窮問答歌 山上憶良

[問題](2 学期期末)

奈良時代に作られたもので、天皇や貴族のほかにも、農民や次の防人の歌も納められている日本最古の和歌集は何ですか。

防人の歌： から衣 すそに取りつき 泣く子らを 置きてぞ来ぬや 母なしにして

[解答欄]

|  |
|--|
|  |
|--|

[解答]万葉集

[解説]

信濃の国から<sup>さきもり</sup>防人として北九州に送られた、ある農民の歌で、<sup>まんようしゅう</sup>万葉集に収められている。「私の着物のすそにとりついて泣く子どもらを、家においてきてしまった。母親もいないのに、今ごろはどうしているのだろうか。」という意味である。防人の兵役は3年で、兵士は、自分で武装や食料などを負担しなければならなかったため、その負担は非常に重いものであった。兵士を出すことはその家の働き手をとられることになった。

[問題](1 学期期末)

「から衣 すそに取りつき 泣く子らを 置きてぞ来ぬや 母なしにして」という歌をよんだ人は九州に兵士として送られた人でした。このような兵士を何というか、漢字 2 字で答えよ。

[解答欄]

[解答]防人

[問題](1 学期中間)

奈良時代の農民の生活の様子について正しいものを次から選べ。

- ア 税の負担は軽いため、力をもつ農民があらわれるようになった。
- イ 都まで運んでおさめる税もあったので、負担は重かった。
- ウ 男女関係なく負担は重かった。

[解答欄]

[解答]イ

[解説]

アは誤り。班田收授法はんてんしゅうじゅぽうと租・庸・調・雑徭そ よう ちょう ぞうようなどの税制は、唐の制度をモデルにしてつくられたものであるが、農民にとっては限度を超えた重すぎる負担であった。

イは正しい。男子にかかる庸や調は、農民たち自身の手で都に運ばなければならなかったため非常に重い負担であった。

ウは誤り。収穫高の約 3%と比較的軽い租は男女共通にかかる税であったが、負担が重い庸・調・雑徭・兵役の義務は男子のみであった。

[問題](1 学期期末)

奈良時代の農民について誤って述べている文を次から 1 つ選べ。

- ア 成人男子には兵役の義務が課せられ、防人として北九州に送られるものもいた。
- イ 農民は豪族の私有民とされ、豪族のために租を提供しなければならなかった。
- ウ 農民の中には重い負担に耐えきれず、逃亡して、貴族や寺院の私有民になる者もいた。
- エ 農民は、庸や調を都まで自分で運ばなければならず、その負担は重かった。

[解答欄]

[解答]イ

[解説]

イが誤り。大化の改新以降の律令制のもとでは、公地公民により、農民は国の直接の支配下に置かれるようになった。

[問題](1 学期中間)

10 世紀初めの戸籍をみると、右の表のように「女」の数が異常に多くなっている。これは農民が性別をいつわっていたためである。その理由を答えなさい。

|   | A    | B    | C    |
|---|------|------|------|
| 男 | 7 人  | 6 人  | 14 人 |
| 女 | 39 人 | 25 人 | 83 人 |

[解答欄]

[解答]庸，調，兵役，雑徭などは男子のみに課せられていたから女と偽ってこの負担を免れようとした。

[解説]

租は土地にかかる税で、男女共通に課せられる税であったが、庸・調・雑徭・兵役は男子のみに課せられるものであった。生まれてきた男子を女子といつわって届け出れば、口分田は男子の3分の2と少なくなるが、重い庸・調・雑徭・兵役の税負担からまぬがれることができた。律令制が崩れていく9世紀以降(平安時代)には、このような虚偽の申請が増加した。

【】墾田永年私財法

[問題](2 学期中間)

次の文の ~ に適語を入れよ。

自然災害で田が荒れることが多く、人口も増加したので、( )が不足するようになった。聖武天皇は 743 年に( )法を出して、新しく開墾した土地は永久に私有していいことにした。( )法が出されると、貴族や寺院は、逃亡してきた農民などを使って開墾を進め、広い私有地をもつようになった。これが( )の始まりである。( )法によって土地の私有を認めた結果、( )の原則はくずれることになった。

[解答欄]

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

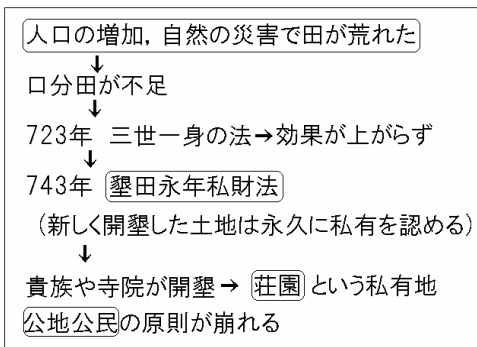
[解答] 口分田 墾田永年私財 荘園 公地公民

[解説]

奈良時代、郡司や里長など地方の有力者は、農民を集めて、堤防や用水路、新田開発などの土木工事を進めた。鉄製農具も普及し、稲の収穫は増えてきた。しかし、人口が増加し、自然の災害で田が荒れたこともあって、口分田が不足するようになっていた。

そこで、723 年に三世一身法が出され、新たにかんがい施設を設けて未開地を開墾した場合は三代にかぎってその土地の私有を認め

ることとした。しかし、三代までは私有を認められるが、最後は返却しなければなら  
ないため、思ったほどの効果が上がらなかった。そこで、743 年、聖武天皇は墾田永年  
私財法を出して、あらたに開墾した田(墾田)は、開墾した者の代々の私有地として認め  
るかわりに、租をとることにした。(なよみ(悩み)(743)多き私財法) 墾田永年私財法が  
出されると、貴族や寺院は、逃亡してきた農民などを使って開墾を進め、広い私有地を  
もつようになった。これが荘園の始まりである。墾田永年私財法によって、耕地面積  
が大きく拡大し税収が増加した。しかし、土地の私有を認めた結果、公地公民の原則は  
くずれることになった。



[問題](2 学期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 743 年に出された、新しく開墾した土地の私有を認める法令を何というか。
- (2) (1)の法律により豪族や寺院などが所有するようになった私有地を漢字 2 字で何というか。
- (3) (1)の法律により大きく崩れていくことになった原則は何か。漢字 4 字で答えよ。

[解答欄]

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
|-----|-----|-----|

[解答](1) 墾田永年私財法 (2) 荘園 (3) 公地公民

[問題](2 学期中間)

農地が不足したため、743 年には新しく開墾した土地を永久に所有してもよいことを認める法律を定めた。

- (1) 文章中の下線部の法律を何といいますか。
- (2) (1)の法律が定められたことによっておこった社会の変化について、正しく述べている文を次から 1 つ選び、記号で答えなさい。
  - ア 開墾は簡単でないため、制度を定めても農地は増えなかった。
  - イ 農地が増え、稲などの生産量が増えたので、農民の生活は楽になった。
  - ウ 貴族や寺院は開墾にはげみ、所有地を広げていった。

[解答欄]

|     |     |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) 墾田永年私財法 (2) ウ

[問題](1 学期期末)

次の文章を読んで各問いに答えよ。

奈良時代、農民たちには重い負担がかけられていたため、土地を捨てて逃亡する者も出てきました。分け与える土地が不足するようになり、政府は開墾を奨励しようと 743 年に新しい法律を出しました。

- (1) 分け与える土地が不足してきた理由を具体的に 2 つ答えよ。
- (2) 743 年にできた新しい法律を何とよぶか。
- (3) (2)の法律の内容を説明せよ。
- (4) (2)の法律によって、開墾を熱心に行ったのはどういう人たちですか、2 つ答えよ。
- (5) (4)のような人々が開墾した、広い私有地は後に何とよばれるようになったか。

[解答欄]

|     |     |  |
|-----|-----|--|
| (1) |     |  |
| (2) | (3) |  |
| (4) | (5) |  |

- [解答](1) 人口が増加したから。自然の災害で田が荒れたから。 (2) 墾田永年私財法  
(3) 新しく開墾した土地はいつまでも自分の土地にしてよい。 (4) 貴族，寺院(郡司)  
(5) 荘園

[問題](2 学期中間)

次の各問いに答えなさい。

- (1) 743年に定められた新しく開墾した土地の私有を認めた法令名を漢字で答えなさい。  
(2) (1)が制定された理由を「自然災害」「人口増加」の2語を使って説明しなさい。

[解答欄]

(1)

(2)

[解答](1) 墾田永年私財法 (2) 自然災害で田が荒れ，人口も増加したので口分田が不足したため。

[問題](1 学期期末)

次の資料を読んで後の各問いに答えなさい。

墾田は，期限が過ぎれば一般の耕地と同じように取り上げてきた。しかし，そのために農民が働く意欲を失い，せっかく開墾した土地も再び荒れてしまうという。これからは，開墾した者の思うとおりに私有地として認め，三代までとか本人一人のあいだとかの期限をいうことなく，ことごとく永久に取り上げてはならない。

- (1) 上の資料は743年に出された法令です。この法令を何といいますか。  
(2) (1)の法令が出されることになった理由を簡単に書きなさい。  
(3) (1)の法令がめざしているものとして適切なものを次から2つ選び記号を書きなさい。  
ア 班田収授を行おうとしている。  
イ 耕地を拡大しようとしている。  
ウ 期限を設けて墾田を与えようとしている。  
エ 公地公民の原則を徹底しようとしている。  
オ 租による収入をふやそうとしている。  
(4) (1)の法令が出されたことで，その後社会はどのように変化しましたか。「公地公民・私有地」という語句を用いて説明しなさい。

[解答欄]

|     |     |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
| (3) | (4) |

[解答](1) 墾田永年私財法 (2) 自然災害で田が荒れ、人口も増加したので口分田が不足したため。(3) イ,オ (4) 私有地を認めたことで公地公民の原則が崩れていくことになった。

[問題](増補 11)(2 学期期末)

墾田永年私財法を出した結果、どのような変化が起こったか。「貴族」「私有地」という言葉を使って説明しなさい。

[解答欄]

[解答]貴族や寺院は、逃亡してきた農民などを使って開墾を進め、広い私有地をもつようになった。

[問題](1 学期期末)

公地公民の原則にかかわらず、743 年に、新しく開墾した土地の私有を認めた結果、どうなったか。次のア～ウから 2 つ選べ。

- ア 貴族や寺院などが、さかんに開墾を行った。
- イ 私有地が多くなり、班田収授法の仕組みが崩れた。
- ウ 農民は私有地が増えたので、生活が楽になった。

[解答欄]

[解答]ア,イ

[問題](増補 11)(1 学期期末)

次の各問いに答えよ。

人口の増加などによって口分田が不足してきたので、724 年に( )という法令を出した。しかし、a 思ったほどの効果が上がらなかったため、743 年に( )という法令を出して、新しく開墾した田を b 永久に私有することを認めた。

- (1) 文中の , に適語を入れよ。
- (2) 下線部 a について なぜ思ったほどの効果が上がらなかったのか。簡単に説明せよ。
- (3) 下線部 b について、こうした私有地は何とよばれるか。

[解答欄]

|     |  |
|-----|--|
| (1) |  |
| (2) |  |
| (3) |  |

[解答](1) 三世一身法(三世一身の法) 墾田永年私財法 (2) 三代までは私有を認められるが、最後は返却しなければならないから。 (3) 荘園

[問題](2 学期中間)

下の文の( )にあてはまる語句を下の[ ]から選べ。

奈良時代の人々は戸籍に登録され、( )法によって6歳以上のすべての男女が( )を与えられた。そして米、特産物、布などを税として納めた。これらの税を( )という。また、( )として北九州の警備にあたる者もあり、人々の負担は大きかった。そのため人々は逃亡し、税を取れなくなった朝廷は( )法を制定し、今後は誰でも耕した土地を自分のものにできるようにし、税を取り立てるようにした。

[ 大宝律令 班田収授 防人 口分田 租庸調 改新の詔 墾田永年私財 ]

[解答欄]

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

[解答] 班田収授 口分田 租庸調 防人 墾田永年私財

[問題](1 学期中間)

次の文を読んで、各問いに答えよ。

701年にA大宝律令が定められ、税の制度が整備された。しかし重い負担に逃げ出す農民が多く、荒地がめだつようになり、743年にB墾田永年私財法を定めた。

(1) 下線部Aによって、口分田の収穫量に応じて農民が負担することになった税を次から1つ選べ。

[ 租 庸 調 雑徭 ]

(2) 下線部Bの内容を簡潔に書け。

[解答欄]

|     |     |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) 租 (2) 新しく開墾した土地は永久に私有を認める。

## 【】歴史書・和歌集

### [問題](補充問題)

文中の( )に適語を入れよ。

奈良時代になって、国家のしくみが整ってくると、日本の国家のおこりや、天皇が国を治めるいわれを確かめるために歴史書の編さんがおこなわれ、( )と( )が作られた。また、国ごとに、地理や産物、言い伝えなどをまとめた( )が作られた。また、天皇・貴族や農民などの和歌 4500 首ほどを集めた( )が作られた。( )では、漢字の音や訓で日本語を表す( )がな が使われている。

### [解答欄]

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

[解答] 日本書紀 古事記( と は順不同) 風土記 万葉集 万葉

### [解説]

天皇中心の中央集権国家ができあがったのは、672 年の  
壬申じんしんの乱らんに勝利をおさめた天武天皇てんむの時代であった。国家のしくみが整ってくると、日本の国家のおこりや、天皇が国を治める正当性を明示するために歴史書の編さん

|      |              |
|------|--------------|
| 歴史書  | : 日本書紀, 古事記  |
| 国ごとに | : 風土記        |
| 和歌集  | : 万葉集 (万葉がな) |

がおこなわれた。天武天皇の時代に始められた歴史書の編さん事業は奈良時代に完成し、日本書紀にほんしょきと古事記こじきが作られた。国ごとには、地理や産物、言い伝えなどをまとめた風土記ふどきが作られた。

また、天皇・貴族や農民などの和歌 4500 首ほどを集めた万葉集まんようしゅうが作られた。万葉集では、漢字の音や訓で日本語を表す万葉がなが使われている。

### [問題](1 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 8 世紀、日本の国家のおこりや、天皇が国を治めるいわれなどを、神話や伝承・記録などをもとにまとめた歴史書がつくられた。この歴史書を 2 つ答えよ。
- (2) 奈良時代の末に、天皇や貴族だけでなく、防人や農民の歌をおさめてまとめられた和歌集を何というか。

### [解答欄]

|     |     |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) 古事記、日本書紀 (2) 万葉集

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えなさい。

- (1) 奈良時代に作られた書物のなかで、「古事記」とともに神話や伝承，記録などを皇室中心にまとめたものは何ですか。漢字で答えなさい。
- (2) 奈良時代に約 4500 首の作品がおさめられた歌集が作られました。何といいますか。

[解答欄]

|     |     |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) 日本書紀 (2) 万葉集

[問題](2 学期期末)

次の資料を見て，各問いに答えなさい。

- (1) 資料の歌は，九州北部の防衛に送られた兵士のものですが，これらの兵士は何とよばれますか。
- (2) 資料の歌や天皇・貴族の歌などがおさめられている歌集を何といいますか。
- (3) 資料のような，奈良時代に使われた文字を何といいますか。
- (4) (2)と同じ時期にまとめられた，国のおこりを天皇中心に記した書物を 2 つ漢字で書きなさい。

|  |   |  |
|--|---|--|
| 意<br>伎<br>弓<br>曾<br>伎<br>怒<br>也<br><br>意<br>母<br>奈<br>之<br>尔<br>志<br>豆 | 奈<br>苦<br>古<br>良<br>乎<br>を<br><br>お<br>も<br>な<br>し<br>に<br>し<br>て | 可<br>良<br>己<br>呂<br>武<br><br>須<br>宗<br>尔<br>等<br>里<br>都<br>伎 |
|--|---|--|

[解答欄]

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
| (4) |     |     |

[解答](1) 防人 (2) 万葉集 (3) 万葉がな (4) 日本書紀，古事記

[問題](1 学期中間)

奈良時代に，朝廷は国ごとに，地理・産物や伝説などを記した( )をつくらせ，諸国のようにすを集めさせた。文中の( )にあてはまるものを，次から 1 つ選べ。

[ 風土記 万葉集 日本書紀 古今和歌集 ]

[解答欄]

[解答]風土記

[問題](2 学期期末)

奈良時代になって歴史書が編さんされましたが、何のために行われたのか述べよ。

[解答欄]

[解答]日本の国家のおこりや、天皇が国を治める正当性を明示するため。

【】天平文化：仏教

[問題](1 学期中間)

文中の( )に適語を入れよ。

奈良時代には、仏教と唐の影響を受けた文化が栄えた。( )天皇の天平年間にもっとも栄えたので、( )文化とよばれている。( )天皇は、( )の力で国を守ろうと大仏を本尊とする( )寺を都に建て、地方には( )寺や国分尼寺を建てた。

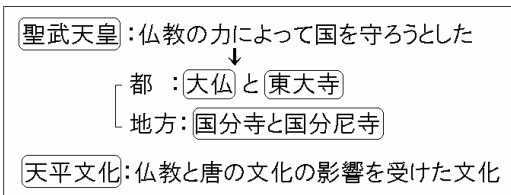
[解答欄]

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

[解答] 聖武 天平 仏教 東大 国分

[解説]

奈良時代の 8 世紀の中ごろ、農民は重税じゅうぜいや伝染病でんせんびょうに苦しみ、皇族や貴族の間では争いが激しくなった。当時、仏教は国家を守り、政治を安定させる力を持つと考えられていた。聖武天皇



皇は、仏教をさかんにすることによって、社会や政治の混乱をのりこえようとした。そこで、国ごとに国分寺と国分尼寺、都には東大寺を建て大仏をつくった。奈良時代には、仏教と唐の文化の影響を受けた文化が栄えた。この文化は聖武天皇の天平年間にもっとも栄えたので、天平文化とよばれている。

[問題](増補 11)(1 学期期末)

8 世紀のなかごろ、都に東大寺、国ごとに国分寺と国分尼寺が建てられたが、その目的は何か。次のア～エから 1 つ選び、記号で答えよ。

- ア 貧しい人々の生活を救うため。
- イ 新しい宗派の仏教を弾圧するため。
- ウ 仏教の力にたよって国家を守るため。
- エ 日本独自の文化を確立するため。

[解答欄]

|  |
|--|
|  |
|--|

[解答]ウ

[問題](2 学期期末)

平城京の都で栄えた文化を天平文化といいます。聖武天皇と光明皇后は、都に東大寺の大仏を建て、国ごとに国分寺、国分尼寺を建てさせました。その目的を簡単に説明しなさい。

[解答欄]

[解答]仏教の力によって国を守る目的。

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 奈良時代に聖武天皇が国ごとに建てたのは国分尼寺と何という寺か。
- (2) (1)の総本山として奈良に建てられたのは何という寺か。

[解答欄]

|     |     |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) 国分寺 (2) 東大寺

[問題](1 学期期末)

右の写真の大仏は、何という寺に作られたか、書きなさい。

[解答欄]

[解答]東大寺



[問題](1 学期期末)

国分寺の総本山として、大仏が置かれた寺を何といいますか。

[解答欄]

[解答]東大寺

[問題](1 学期期末)

仏教の力にたよって国家を守ろうと、国ごとに国分寺・国分尼寺を、都に東大寺を建てた天皇は誰か答えなさい。

[解答欄]

[解答]聖武天皇

[問題](1 学期期末)

( )天皇は、国ごとに国分寺と国分尼寺、都には東大寺を建て、大仏をつくった。

[解答欄]

[解答]聖武

[問題](2 学期期末)

右の絵の人物は民衆のために様々なことを行ったが、この人物は誰か。

[解答欄]

[解答]行基

[解説]

写真の人物は大仏建立に協力した行基<sup>ぎょうき</sup>である。民衆に仏教を広め、民衆の協力を得て、橋やため池<sup>よう ちよう</sup>、庸・調<sup>きゅうけいじよ</sup>を運ぶ人のための休憩所を作ったりした。



[問題](3 学期)

聖武天皇のころの、仏教と唐の影響を受けた文化を、何文化というか書け。

[解答欄]

[解答]天平文化

[問題](1 学期期末)

仏教で全国を治めようと全国に国分寺を建てたのち大仏をつくったのは聖武天皇である。この時代の文化を何文化といいますか。

[解答欄]

[解答]天平文化

【】天平文化：唐の影響

[問題](2 学期期末)

文中の( )に適語を入れよ。

奈良時代には、進んだ制度や文化を取り入れるため、朝廷はたびたび中国に( )を送った。唐の僧である( )は仏教の戒律を日本へ伝えるため、日本に渡ろうとしていくども遭難し、盲目になりながらも6度目に日本への渡航に成功し、のちに( )寺を開いた。

東大寺の( )には聖武天皇の遺品や( )が持ち帰った西アジア・インドの影響がみられる工芸品が納められている。

[解答欄]

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

[解答] 遣唐使 鑑真 唐招提 正倉院

[解説]

遣唐使は630年から、894年に菅原道真の建議によって廃止されるまでの260年間に10数回派遣され、唐の文化や制度を取り入れた。唐の僧である鑑真は仏教の戒律を日本へ伝えるため、日本に渡ろうとしていくども遭難し、盲目になりながらも6度目に日本への渡航に成功し、のちに、唐招提寺を開いた。阿倍仲麻呂は、留学生として唐にわたり、唐の政府に仕え、唐で一生を終えた人物である。

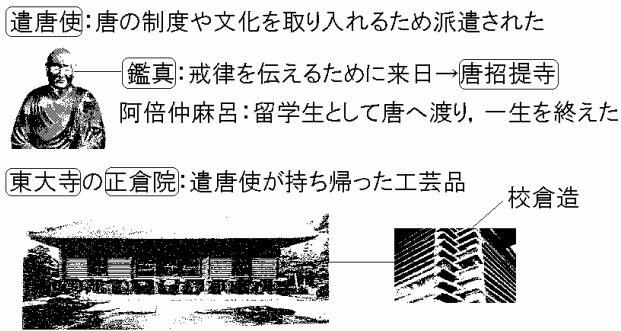
遣唐使:唐の制度や文化を取り入れるため派遣された

鑑真:戒律を伝えるために来日→唐招提寺

阿倍仲麻呂:留学生として唐へ渡り、一生を終えた

東大寺の正倉院:遣唐使が持ち帰った工芸品

校倉造



東大寺の正倉院には、聖武天皇の身のまわりの品や遣唐使が持ち帰った西アジア・インドの影響がみられる工芸品が納められている。正倉院は三角材をつみあげた校倉造で、高床式の構造になっている。

[問題](1 学期中間)

遣唐使がたびたび派遣されたのは、何のためか、答えなさい。

[解答欄]

|  |
|--|
|  |
|--|

[解答]唐の制度や文化を取り入れるため。

[問題](3 学期)

右の人物は、失明しながらも、多くの困難を乗り越え、正しい仏教を日本へ伝えるため来日した中国の高僧である。この人物の名を書け。



[解答欄]

[解答]鑑真

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えなさい。

- (1) 右の写真の僧は、日本への渡航に何度も失敗する中で、ついに失明してしまった中国の高僧です。名前を答えなさい。
- (2) (1)の僧が奈良の都に建てた寺の名前を答えなさい。



[解答欄]

|     |     |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) 鑑真 (2) 唐招提寺

[問題](2 学期期末)

船が難破して日本に帰れず、中国で一生を終えた人物を次の中から選びなさい。

[ 蘇我馬子 小野妹子 阿倍仲麻呂 鑑真 ]

[解答欄]

[解答]阿倍仲麻呂

[問題](増補 11)(2 学期中間)

日本から留学生として唐にわたり、唐の政府に仕えた人物で、唐で一生を終えたのは誰ですか。

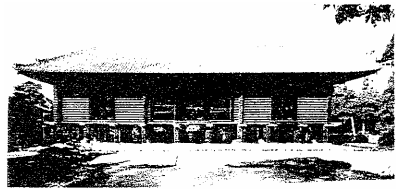
[解答欄]

[解答]阿倍仲麻呂

[問題](1 学期期末)

右の写真の建物は聖武天皇の宝物がおさめてある倉です。

- (1) この建物を何といいますか。
- (2) (1)の建物の造りを何といいますか。漢字で書き、その読み方も書きなさい。



[解答欄]

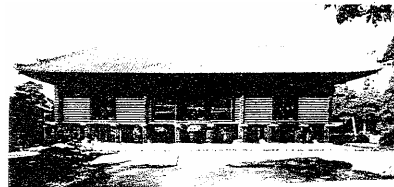
|     |     |  |
|-----|-----|--|
| (1) | (2) |  |
|-----|-----|--|

[解答](1) 正倉院 (2) 校倉造 あぜくらづくり

[問題](増補 11)(2 学期中間)

次の各問いに答えなさい。

- (1) 右の写真の建物の名前を書きなさい。
- (2) (1)の建物の建築様式を何といいますか。
- (3) (1)の建物がある寺の名前を書きなさい。
- (4) (3)の寺をつくるように命じた天皇はだれですか。



[解答欄]

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) | (4) |
|-----|-----|-----|-----|

[解答](1) 正倉院 (2) 校倉造 (3) 東大寺 (4) 聖武天皇

[問題](1 学期期末)

遣唐使が持ち帰った右の写真の琵琶などが納められている建物を次から選んで書きなさい。

[ 国分寺 阿弥陀堂 正倉院 ]

[解答欄]

|  |
|--|
|  |
|--|

[解答]正倉院



[問題](増補 11)(2 学期中間)

右の A の五絃琵琶, B の紺瑠璃杯は, それぞれどの国(地方)の文化の影響を受けていますか。次の [ ] から選びなさい。

[ 西アジア インド タイ ローマ ]

[解答欄]

|   |   |
|---|---|
| A | B |
|---|---|

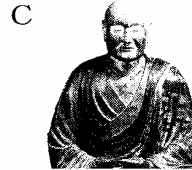
[解答]A インド B 西アジア



【】文化総合

[問題](2 学期中間)

下の写真を見て、次の各問いに答えよ。



- (1) 写真 A は、現存する世界最古の木造建築である。何という寺か。
- (2) 聖徳太子の時代、都のあった地方を中心に栄えた仏教中心の文化を何というか。
- (3) 写真 B の建物には、聖武天皇や光明皇后の遺品が納められている。この建物を何というか。
- (4) 写真 C は、盲目になりながらも日本への渡航をはたした唐の僧である。人名を書け。
- (5) 国ごとに、自然、産物、伝説などを記した奈良時代の書物を何というか。

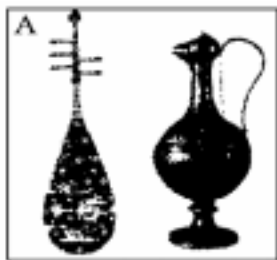
[解答欄]

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) | (4) |
| (5) |     |     |     |

[解答](1) 法隆寺 (2) 飛鳥文化 (3) 正倉院 (4) 鑑真 (5) 風土記

[問題](1 学期期末)

右の資料の A、B はそれぞれ何文化を代表するものか。



[解答欄]

|   |   |
|---|---|
| A | B |
|---|---|

[解答]A 天平文化 B 飛鳥文化

【】年表・総合問題

[問題](3 学期)

次の年表を見て、各問いに答えよ。

| 年代    | おもなできごと   |
|-------|---|
| 701 年 | ( ア )律令が作られ、全国支配のしくみが整う                         |
| 708 年 | 日本最初の本格的な貨幣( イ )が発行される                          |
| 710 年 | 律令国家の新都として、奈良に( ウ )京完成…A                        |
| 743 年 | ( エ )天皇が大仏の建立を命じる…B<br>新たに開墾した土地の私有を認める( オ )法制定 |

- (1) 年表中のア～オにあてはまる人名・語句を書け。
- (2) 年表中 A の下線部の都のモデルとなった中国の都市の名を、当時の名で書け。
- (3) 年表中 B の大仏を本尊とする寺院の名を書け。
- (4) 律令国家における天皇を中心とした政府を何というか、漢字 2 字で書け。

[解答欄]

|      |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|
| (1)ア | イ   | ウ   | エ   |
| オ    | (2) | (3) | (4) |

[解答](1)ア 大宝 イ 和同開珎 ウ 平城 エ 聖武 オ 墾田永年私財 (2) 長安 (3) 東大寺 (4) 朝廷

[問題](2 学期中間)

右の年表を見て、次の各問いに答えよ。

- (1) 年表中のアに数字を、また、          、           に  
ついて説明した次の文を読んで、あて  
はまる語句や人物名を書け。  
唐の律令にならって、全国を支配  
するしくみを定めたもの。  
土地の私有を認めたもの。

| 年代    | おもなできごと        |
|-------|----------------|
| 701 年 | ( )律令がつくられる……A |
| (ア)年  | 奈良に都を移す………B    |
| 743 年 | 墾田( )法が出される……C |

- (2) A について、政治を行ううえでのきまりを何というか。
- (3) B について、次の文の( )にあてはまる語句を書け。  
唐の都( )にならって平城京という新しい都がつくられた。平城京の( )  
では各地の産物が売買された。
- (4) C について、口分田の不足から朝廷が開墾を奨励したころの、農民と中央の貴族や  
寺院の動きを「税」、「私有地」という語句を使って書け。

[解答欄]

|      |  |  |     |
|------|--|--|-----|
| (1)ア |  |  | (2) |
| (3)  |  |  |     |
| (4)  |  |  |     |

[解答](1)ア 710 大宝 永年私財 (2) 令 (3) 長安 市 (4) 貴族や寺院は、重い税の負担に耐えかねて逃亡した農民などを使って開墾を進め私有地を広げた。

[問題](2 学期中間)

次の(1)～(10)の文ともっとも関係の深い語句を下の語群から選べ。

- (1) 7世紀(628年)に中国を統一した王朝(国)で10世紀まで続き、日本からもたびたび使いが訪れた。
- (2) 7世紀に百済・高句麗をほろぼし、朝鮮半島を統一した国。
- (3) 710年につくられた都。
- (4) (3)の都のモデルとなった当時の中国の都。
- (5) 日本で最初に使われた年号。
- (6) 奈良時代に産物の売買に使われた貨幣。
- (7) 都から貴族が各国に役人として派遣された。
- (8) 平城京や平安京の中心部を通るもっとも幅の広い通り。
- (9) 口分田にかかる税で稲の収穫の3%であった。
- (10) 奈良時代の農民の負担の一つで、兵役の義務のうち、北九州の警護につくもの。

(語群)

[ 唐 平城京 平安京 高句麗 新羅 一条大路 大化 長安 隋 白村江の戦い 国司 和同開珎 太政官 朱雀大路 里長 大宝 黄海の戦い 駅 租 防人 ]

[解答欄]

|     |      |     |     |
|-----|------|-----|-----|
| (1) | (2)  | (3) | (4) |
| (5) | (6)  | (7) | (8) |
| (9) | (10) |     |     |

[解答](1) 唐 (2) 新羅 (3) 平城京 (4) 長安 (5) 大化 (6) 和同開珎 (7) 国司 (8) 朱雀大路 (9) 租 (10) 防人

[問題](前期中間)

下の年表を見て、各問いに答えなさい。

| 年代   | おもなできごと                           |
|------|-----------------------------------|
| 607年 | 「日出る国の天子，日没する…」の手紙をもって中国に渡る……………ア |
| 618年 | 唐が中国を統一する……………イ                   |
| 630年 | 第1回( A )が派遣される                    |
| 663年 | ( B )の戦いで新羅・唐の連合軍に大敗する            |
| 701年 | 大宝律令が出される……………ウ                   |
| 710年 | 藤原京から( C )に都を移す                   |
| 723年 | 三世一身法がつくられる                       |
| 743年 | 墾田永年私財法がつくられる                     |
| 794年 | 長岡京から( D )に都を移す                   |
| 894年 | (A)が廃止される                         |

- (1) 年表中の空欄 A～D にあてはまる語句を答えなさい。
- (2) 年表中のアについて、このときに中国に外交使節として派遣された人物は誰ですか。また、この当時の中国を統一していたのは何という国ですか。
- (3) 年表中のイについて、この国の都は当時の世界で最も栄え、のちの日本の都づくりのモデルになります。この都の名前を当時の呼び名で答えなさい。
- (4) 年表中のウについて、次の文中の空欄 a～d にあてはまる語句や数字を答えなさい。

律令政治のしくみでは、天皇の下に二官( a )省をおき、天皇が中央の政治を見る朝廷がととのった。地方を( b )・郡・里に分け、( c )・郡司・里長に治めさせた。また、九州には( d )をおき、外交や国防にあたらせた。

- (5) 年表中の( C )の都では市が開かれ、貨幣が売り買いに使われていました。この貨幣を何といいますか。

[解答欄]

|      |   |     |      |
|------|---|-----|------|
| (1)A | B | C   | D    |
| (2)  |   | (3) | (4)a |
| b    | c | d   | (5)  |

[解答](1)A 遣唐使 B 白村江 C 平城京 D 平安京 (2) 小野妹子 隋 (3) 長安 (4)a 八 b 国 c 国司 d 太宰府 (5) 和同開珎

[問題](前期中間)

次の ~ の各文を読み、各問いに答えなさい。

この人物は、推古天皇の摂政として政治にあたり、A 豪族や役人の守るべき心がま  
えを示し、B 人材の登用をはかり、小さな豪族の中からも能力のある人を役人にと  
りたてた。また、仏教を深く信じ、人々にも仏教の信仰をすすめた。

C この人物は、当時、天皇をもしのぐ力をもっていた豪族を滅ぼし、政治の改革を  
行った。この人物が亡くなった後は、D 天皇の地位をめぐる争いがおこり、大き  
な戦いとなった。その後、E 大宝律令が完成し、律令政治がすすめられた。

この人物は、仏教の力で国を守ることを願い、F 国ごとに寺院をつくり、都にはG  
そのまとめ役の寺院を建設した。

- (1) , の「この人物」の名前をそれぞれ答えなさい。
- (2) 文中の下線部 A について、この心構えのことを何といいますか。
- (3) 下線部 B について、この制度を何といいますか。
- (4) 下線部 C について、この人物は後に何という天皇になりましたか。
- (5) 下線部 D について、このできごとを何といいますか。
- (6) 下線部 E において、税として「租」にあたるものを次のア～エから 1 つ選び、その記号を書きなさい。

ア 1 年間に 60 日間の労役をおこなう。 イ 口分田の面積に応じて稲で納める。

ウ 地方の特産物や布などを納める。 エ 労役のかわりに布などで納める。

- (7) 下線部 E について、公地・公民の考えにより戸籍にもとづいて 6 年に 1 回、6 歳以上の男女に口分田を与え、その人が亡くなると国家に口分田を返却させたきまりを何といいますか。
- (8) 下線部 F は何という寺院ですか。2 つ答えなさい。
- (9) 下線部 G について、1)この寺院を何といいますか。また、2)この寺院にある倉で、  
文 の人物の愛用品などが納められている建物を何といいますか。

[解答欄]

|     |     |       |     |
|-----|-----|-------|-----|
| (1) |     | (2)   | (3) |
| (4) | (5) | (6)   | (7) |
| (8) |     | (9)1) | 2)  |

[解答](1) 聖徳太子 中大兄皇子 (2) 十七条の憲法 (3) 冠位十二階 (4) 天智天皇 (5) 壬申の乱 (6) イ (7) 班田収授法 (8) 国分寺,国分尼寺 (9)1) 東大寺 2) 正倉院

[印刷 / 他の PDF ファイルについて]

このファイルは、FdData 中間期末社会歴史(7,200 円)の一部を PDF 形式に変換したサンプルで、印刷はできないようになっています。製品版の FdData 中間期末社会歴史は Word(または一太郎)の文書ファイルで、印刷・編集を自由に行うことができます。

FdData 中間期末(社会・理科・数学)全分野の PDF ファイル、および製品版の購入方法は <http://www.fdtype.com/dat/> に掲載しております。

下図のような、[FdData 無料閲覧ソフト(RunFdData)]を、Windows のデスクトップ上にインストールすれば、FdData 中間期末・FdData 入試の全 PDF ファイル(各教科約 1500 ページ)を自由に閲覧できます。次のリンクを左クリックするとインストールが開始されます。

RunFdData(Word 版) 【 <http://www.fdtype.com/lnk/instRunFdDataWDs.exe> 】

RunFdData(一太郎版) 【 <http://www.fdtype.com/lnk/instRunFdDataTAs.exe> 】

ダイアログが表示されたら、【実行】ボタンを左クリックしてください。インストール中、いくつかの警告が出ますが、[実行][許可する][次へ]等を選択します。

【イメージ画像】



【Fd 教材開発 : URL <http://www.fdtype.com/dat/> Tel (092) 404-2266】